

### 3 環境関係

#### (1) 環境分野の基本方針

環境分野における規制改革に当たっては、単に各種規制制度の合理化にとどまらず、有限な資源の下で地球環境への負荷を極力減らし、かつ持続的な発展を可能とするための新たなルール作りという観点も含めた検討を行う。特に京都議定書については、その発効に備え、総合的な対策を樹立する。

このため、環境を保全するための費用を負担する仕組みを市場経済の中に取り入れること等の経済的手法の検討、行政庁による一層の情報開示や事業者による情報開示などの自主的な取組を促す枠組み作り、国民の環境についての意識の高揚、環境アセスメントの充実、上位計画や政策における環境配慮の在り方の検討、再生可能エネルギー等の一層の導入拡大等を積極的に行い、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進するとともに、人と自然との共生を図っていく。また、環境関連ビジネスの育成による経済の活性化という観点、我が国産業の技術力向上、国際競争力強化という観点からも、規制の在り方について検討を行っていく。さらに、規制改革を通じて公正かつ公平感のある社会を実現するという観点からの検討を行う。

#### (2) 環境分野の重点事項

##### 市街地土壌汚染対策に係る新たなルール策定

汚染状態の放置、土地取引の際のトラブル等の問題が生じている市街地の土壌汚染に関し、汚染の調査、汚染の処理基準や処理に伴う費用負担の仕組み等について、実効ある法制度を整備する。

##### 循環型社会形成推進のための諸制度の改善

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、適正かつ効率的な廃棄物の処理の推進などの観点から、廃棄物の定義及び区分、処理責任の在り方について検討を行うとともに、廃棄物処理施設の設置の許可取得手続の合理化、広域指定制度及び再生利用認定制度の拡充、容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討を行う。また、拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討する。

さらに、医療機関から排出される廃棄物の適正な処理のための制度改善や優

良事業者の選択を可能にするための廃棄物処理事業者に関する情報の一層の開示などについての検討を行う。

#### 地球温暖化問題への対応

温室効果ガスの発生削減についての総合的な対策を実施するとともに、ガスパイプラインの建設促進に向けたガス管敷設に係る規制の在り方や天然ガス火力発電所に係る環境アセスメントの見直し等の検討を行う。

#### 再生可能エネルギー等の導入促進

太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入拡大を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行い、必要な環境整備等を一層推進する。

#### 人と自然との共生

「人と自然との共生」を図るための国家戦略となるトータルプランとするため、既存の生物多様性国家戦略を改訂するとともにその実現のために必要な措置を講ずる。

#### 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

環境報告書及び環境会計について、普及促進の方策、比較可能性の確保及び信頼性の確保のための検討等を行う。

#### 都市のヒートアイランド現象の解消

ヒートアイランド現象に係るメカニズムの解明のための調査・分析、都市形態の改善を始めとする諸施策の推進を図るとともに、当該対策を体系的かつ計画的にまとめた大綱を策定する。

(3) 個別事項  
ア 公害等

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期			
			平成13年度	平成14年度	平成15年度	
土壌環境保全対策 (環境省、関係省)	下記の視点に留意しつつ、市街地の土壌汚染の調査・浄化等に関する対策を樹立し、法案提出を含め検討し、所要の措置を講ずる。 a 土壌汚染の調査については、有害物質の取扱事業場等について一定の場合に調査を行うことや、土地の開発前等に調査を行うことを検討する。 b 汚染地の登録・情報提供の体制を整備する。 c 土壌汚染の浄化等に関しては、費用負担については汚染者負担の原則を踏まえることとしつつ、一定の場合に原因者、土地所有者等に対策を義務付ける。 d 対策の発動基準と対策の内容のバランスをとり、土地所有者等に過度に負担とならないよう柔軟に対応できるようにする。 e 原因者が不明、資力不足等の場合の支援措置について、汚染者負担を原則としつつ、基金の設立や税制等も含めて検討する。 f 国の制度を制定するに際しては、地方公共団体の条例等について地方分権の趣旨を尊重した上で、国の制度との整合性を確保するように努める。 <b>【土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)】</b>	改定・環境ア	法案提出	措置済 (2月施行)		
	g 有害物質使用特定施設の所有権が移転され、引き続き土地が工場や研究所等の用途に使用される場合は、土壌汚染調査を猶予するよう、所要の措置を講ずる。 <b>【土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)】</b>	重点・全国別表1301			措置済 (2月施行)	
	h 土地の利用や取引の促進にも資するよう、民事上の損害賠償等の紛争を円滑に解決し、土壌汚染に係る調査や対策の実効性の確保にも資する手段について、既存の制度の活用も含め検討する。	改定・環境ア	逐次実施			

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
自動車排出ガス対策の推進 (環境省、警察庁、経済産業省、国土交通省)	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染が著しい大都市地域において、大気環境基準の達成を目的とし、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正による自動車排出ガス総合対策の充実・強化の推進を図る。</p> <p>【自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第73号)】</p>	改定・環境ア	法案成立、公布	措置済 (10月全面施行)	
ダイオキシン類排出濃度測定方法の緩和(排出ガス) (環境省)	<p>ダイオキシン類排出ガス濃度の測定方法について、現行の測定法による分析装置(高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計)を使用する方法のほか、特定の施設において、より安価な分析装置を使用する方法を公定法とすることを検討する。</p> <p>【検討の結果現行の制度を維持することとした】</p>	改定・環境ア	検討	結論	
LNG発電のばい煙測定頻度の緩和等(大気汚染防止法) (環境省)	<p>LNG(liquefied natural gas:液化天然ガス)を燃料とする発電について、早急にばいじん、硫黄酸化物の排出実態調査等を実施し、その結果に基づいて、ばいじん、硫黄酸化物に関し測定方法の簡素化や測定義務の緩和等を検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成15年環境省令第5号)】</p>	改定・環境ア	検討	措置済 (3月施行)	
燃料電池のばいじん等の測定方法 (環境省)	<p>燃料電池について、排出実態調査結果を踏まえ、ばいじん等の測定方法を簡素化又は測定頻度を軽減する方向で検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成15年環境省令第5号)】</p>	改定・環境ア	検討	措置済 (3月施行)	
燃料電池発電設備に係るばい煙発生施設としての届出等 (経済産業省、環境省)	<p>燃料電池発電設備の改質器に係るばい煙発生施設の設置の事前届出、測定等の規制について、ばい煙発生量の実態等に即し、現行の電気事業法と大気汚染防止法との整合性を維持しつつ、規制対象から除外する範囲の拡大等を検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成15年環境省令第5号)】</p>	改定・環境ア	検討	措置済 (3月施行)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
工業専用地域内における届出を要する特定施設の見直し（騒音規制法、振動規制法） （環境省）	（一定以上のプレス機械、送風機等の）現行の届出制度（その増加があった場合、又は、変更の内容が種類ごとの数を減少する場合、又は直前に届け出た数の2倍以内に増加する場合を除き必要）について、特定施設の種類ごとの数の変更が直接的に外部に対する振動・騒音の大きさを増加させるとは限らない騒音規制法、振動規制法における工業専用地域内における特定施設という特性を考慮し、その運用が適切であるか否か検討し、所要の措置を講ずる。 【平成15年2月12日環管大第45号】	改定・環境ア	検討	措置済 （2月 発出）	

## イ リサイクル・廃棄物

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
リサイクル市場の形成促進、廃棄物の適正処理対策の推進 （環境省、関係省）	<p>a 効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）の規制の仕組みの合理化を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(a) 廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行う。併せて、効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点から、一般廃棄物、産業廃棄物の区分にかかわらず、同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設の設置の許可取得手続の合理化を行う。（第156回国会に関係法案提出）</p> <p>(b) 広域的な廃棄物処理・リサイクルを促進するため、環境大臣の指定に基づき地方公共団体ごとの廃棄物処理業の許可を不要とする広域指定制度の積極的な拡充を図る。また、主に既存の製造施設におけるリサイクルを促進するため、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可を不要とする再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整</p>	<p>重点・環境3(1)</p> <p>全国実施1302 〔改定・環境イ〕</p> <p>〔改定・環境イ〕</p>	<p>検討</p> <p>検討</p>	<p>法案提出</p> <p>検討・結論</p>	<p>法案成立後公布、措置（12月に施行予定）</p> <p>措置</p>

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、認定対象範囲の拡大を検討するとともに、可能なものから順次指定していく。				
	b 上記(a)、(b)の措置の結果等をかんがみ、必要に応じ、更なるリサイクルの拡大及び廃棄物の適正処理の確保のため、廃棄物処理・リサイクルの推進に係る諸制度全般について引き続き検討を行う。	重点・環境3(2)		逐次実施	
廃棄物処理施設設置許可における住民同意の運用の適正化 (環境省、国土交通省)	<p>廃棄物処理法及び建築基準法(昭和25年法律第201号)の施設許可の運用における住民同意に関する調査を行った上で、必要な運用の適正化を図る。</p> <p>【産業廃棄物行政に関する懇談会報告書を全ての都道府県及び保健所設置市に配布、施設設置許可の適正な運用について周知】</p> <p>【建築基準法の施設許可の運用における住民同意に関する調査結果を踏まえ、適正な運用を行うよう周知】</p>	改定・環境イ	検討	措置済	
拡大生産者責任等の推進 (環境省、経済産業省)	<p>廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等)の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【環境ラベル等データベース】</p>	改定・環境イ	検討	結論、一部措置済	逐次実施
不法投棄跡地等の修復対策の推進 (環境省)	<p>不法投棄跡地等の修復対策に関し、費用負担、責任分担を明確化し、技術開発の促進や環境修復ビジネスの促進のための措置等を講ずる。</p> <p>(第156回国会に関係法案提出)</p>	改定・環境イ	検討	法案提出	法案成立後公布、措置(公布)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
					日より 施行予 定)
廃棄物焼却炉の維持管理規制の見直し (環境省)	液中燃焼炉については、排ガス中のCO(一酸化炭素)濃度とダイオキシン類濃度との関係に必ずしも相関関係がないとのデータがあることを踏まえ、排ガス中のCO濃度が100ppm以下となるように燃焼することとする規制の見直しの必要性について、検討し、所要の措置を講ずる。 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成13年環境省令第33号)】	改定・環境イ	措置済 (10月 施行)		
個別リサイクル法の対象となる品目に対する廃棄物処理法の施設許可の検討 (環境省)	個別リサイクル法の対象となる品目の処理施設については、その処理方法や施設の特徴を精査し、生活環境保全上の影響について調査検討した上で、類型化が可能であるかどうかと併せて、廃棄物処理法上の施設設置許可要件が適正であるか否かを検討し、その結果を明らかにする。	改定・環境イ	逐次実施		
医療機関から排出される廃棄物の適正処理のための制度改善 (環境省)	a 有識者や医療機関代表者等関係者の意見を聴き、感染性廃棄物の非感染性化の認定についての客観的な基準を策定するなど、感染性廃棄物の定義を客観的に判断できるものにすることを検討し、所要の措置を講ずる。 b 医療機関から排出される廃棄物の分類について廃棄物全体の定義見直しの際に検討を行う。 c 感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする廃棄物の取扱いについても、必要に応じて十分に検討する。	改定・環境イ	検討	結論	措置
			検討	検討	検討・結論
			必要に応じ検討		
廃棄物処理業者に関する情報の一層の開示 (環境省)	優良事業者選択のために必要な処理業者の過去の不法投棄等に伴う処分歴、また都道府県により行われている立入調査の結果についての情報を開示するために解決すべき点を整理し、関係部門とその実施に向けて必要な協議を開始する。	改定・環境イ	検討	検討	結論

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
一般廃棄物処理における民間参入の推進 (環境省)	a 一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。	重点・官製(1)	逐次実施		
	b 一般廃棄物処理業者の許可要件については、「当該市町村による廃棄物の処理が困難であること」という条項の運用の在り方を明確に示す。 【平成15年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知環廃対第213号】		措置済 (3月通知)		
リサイクルのための共同事業の推進と競争政策の在り方 (公正取引委員会)	リサイクルのための共同事業について、具体的などのような共同の取組が独占禁止法において問題になるかに関して明確なガイドラインを作成する。 【リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針】	改定・環境イ	措置済 (6月公表)		
廃棄物等のリサイクル制度 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	循環型社会の形成を推進するため、次の措置を講じ、循環型社会形成推進基本計画の策定に資するとともに、同計画の策定を前倒しする。 【循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月14日閣議決定)】	改定・環境イ	措置済 (3月公表)		
	a 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に基づき、個別業種製品ごとのリデュース、リユース、リサイクル対策を網羅的に講ずる。 【資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)】		引き続き施行		
	b 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)に基づき、引き続き容器包装リサイクルの着実な施行を図る。		引き続き施行		
			引き続き施行	13年4月全面施行	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>【再商品化手法の追加：平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号】</p> <p>【再商品化計画量の改正：平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号】</p> <p>【再商品化計画の改正：平成14年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第2号】</p> <p>【分別収集計画の改正：平成14年環境省告示第80号】</p>		13年5月		
	<p>c 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、家電リサイクルの着実な施行を図る。</p> <p>【特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)】</p>		引き続き施行		
	<p>d 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、分別解体等の実施、建設廃棄物の再資源化等の促進を図りつつ、建設リサイクルの着実な施行を図る。</p> <p>【解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)】</p> <p>【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)】</p> <p>【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係政省令(平成14年政令第7号、平成14年国土交通省令第17号及び平成14年国土交通省令・環境省令第1号)】</p>		引き続き施行		
	<p>e 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)に基づき、食品廃棄物等に関するリサイクル対策の着実な施行を図る。</p> <p>【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)及び関係政省令等】</p>		引き続き施行		
ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル	<p>これまでの容器包装リサイクル法の実施に伴って生じた問題点を分析し、分別収集された容器包装廃棄物の円滑なリサイクルを達成するために必要な施策について、以下の観点も考慮に入れて検討し、早急に実施する。</p>	改定・環境イ	一部措置済	一部措置済	検討

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
率向上のための総合的施策の検討 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)	<p>a ペットボトルの再商品化需要の拡大及び容器としての再商品化のための措置</p> <p>b 市町村による分別収集コストの明確化と事業者による廃棄物発生抑制効果の検証</p> <p>c 市町村負担の多寡、市町村による分別コストの分析や民営化との比較、事業者による廃棄物発生抑制効果、費用負担ルールの見直し等の指摘を踏まえた対応策の総合的な検討の中長期的観点からの要請</p> <p>d 容器包装の再利用(リユース)を推進するインセンティブを与える仕組みにはなっていない部分があるという課題の認識</p> <p>【再商品化手法の追加：平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号】</p> <p>【再商品化計画量の改正：平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号】</p> <p>【再商品化計画の改正：平成14年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第2号】</p> <p>【分別収集計画の改正：平成14年環境省告示第80号】</p>		13年5月 13年11月	14年11月 14年11月	
自動車リサイクル対策 (経済産業省、環境省)	<p>自動車リサイクル対策について、使用済自動車の逆有償化の状況の下で、リサイクルの高度化及びその適正な処理の確保に向け、法制化も視野に入れた検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>【使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)】</p>	改定・環境イ	結論	法案成立 公布	措置(公布後2年6ヶ月以内に施行)
省エネ・リサイクル支援の見直し (経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)	<p>事業者等によるエネルギー使用の合理化及び再生資源の利用を促進するため、平成5年から施行されているエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(省エネ・リサイクル支援法)について、平成14年度末の廃止期限を踏まえ、総合的な見直しを行う。</p> <p>(第156回国会に関係法案提出)</p>	改定・環境イ	検討	法案提出	法案成立後公布、措置(10月に全面施行予定)
廃棄物処理、リサイクル	<p>P C B (Poly Chlorinated Biphenyl : ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の確実かつ適切な処理を促進</p>	改定・環境イ	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
の推進 (環境省)	<p>するための所要の措置を講ずる。</p> <p>【ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)】</p> <p>【環境事業団法の一部を改正する法律(平成13年法律第66号)】</p>		13年7月施行	13年6月施行	

## ウ 地球温暖化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
<p>温室効果ガスの発生削減 (環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省)</p>	<p>下記により、総合的な対策を実施する。</p> <p>【地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第61号)】</p> <p>【地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定)】</p> <p>a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。</p> <p>b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム(I T S : Intelligent Transport Systems)、食品廃棄物リサイクル等の他の政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。</p> <p>【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)及び関係政省令等】</p>	改定・環境ウ	一部措置済	法案提出	逐次実施 法案成立、公布、措置(京都議定書が日本国について効力を生ずる日から全面施行)
			13年5月施行		



事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>【低公害車開発普及アクションプラン】</p> <p>g 経済的負担を課す措置については、その有効性についての国民の理解の進展、措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等についての調査研究結果、諸外国における取組の現状等、措置を取り巻く状況の進展も踏まえ、幅広い観点から検討する。</p> <p>h 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。</p> <p>i 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。</p> <p>【森林・林業基本法の制定：林業基本法の一部を改正する法律（平成13年法律第107号）】</p> <p>【森林法の一部を改正する法律（平成13年法律第109号）】</p> <p>【森林・林業基本計画制定、全国森林計画変更】</p>		策定（13年7月）		
			13年7月施行		
			13年10月		14年4月施行
ガスパイプラインの建設促進 （国土交通省、経済産業省、農林水産省）	ガス管敷設に係る規制の在り方等については、安全の確保等を大前提とし、欧米の状況等も念頭に置きつつ、以下の具体的事項について検討し、所要の措置を講ずる。	改定・環境ウ			
	a 埋設深度について、2MPa以上の高圧で市街地の道路下に埋設する場合であっても、当該道路の舗装厚や他の埋設物との離隔距離等に係る一定の基準に照らし支障なき場合には、1.8mではなく1.2mで足りることとする。			検討	結論
	b 将来的にはガスパイプラインが海底に敷設されるケースも想定し、海底敷設に係るガス管に係る材質、設計荷重、許容応力等、技術基準の在り方についても、欧米の状況等も念頭に置きつつ、安全の確保を前提として検討し、所要の措置を講ずる。			検討	措置
	c 公益特権を持つパイプライン事業者による			実際上の必要が生じた場合	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	ガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。		に検討		
地球温暖化対策推進のための天然ガス火力発電所に係る環境アセスメントの見直し (環境省、経済産業省)	a 天然ガス火力発電所建設の場合及び土地の改変を伴わずより環境負荷の少ない火力発電所を建設する場合に、環境影響評価の標準項目について省略することが可能となる条件及び標準手法が簡略化可能となる条件について検討する。	重点・環境2			検討に着手
	b 環境影響評価の事例の積み重ねの中で、窒素酸化物や気象に係るデータの蓄積を進め、事業者が利用しやすいような当該データの整備・提供を図るとともに、気象条件や地理的条件、発電所の煙突の高さ、ばい煙排出速度等を加味した事業者が利用しやすい技術手法に関する知見の集積や提供を進める。				検討に着手、逐次実施

## エ 人と自然との共生

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
「人と自然との共生」を図るための国家戦略の策定 (環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、関係府省)	<p>生物多様性国家戦略を「人と自然との共生」を図るためのトータルプランとするため、次のような要素を取り込んだものに改定する。</p> <p>a 自然公園を国土における生物多様性保全の屋台骨として積極的に活用する。</p> <p>b 国土の保全・水源のかん養・自然生態系の維持といった森林の公益的機能の持続的発揮を図る観点から、機能に応じた適正な整備・保全を行う。</p> <p>c 里地・里山の生物多様性保全上の位置付けを明確にする。その上で、NPO活動の支援、事業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み合わせることで目的を達成する有効な方策を講ずる。</p> <p>d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁に</p>	改定・環境工	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>よる共同事業実施など省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。</p> <p>e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。</p> <p>f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。</p> <p>g 絶滅のおそれのある種の保全について、自然再生事業の中に位置付けたり、里山・里地での生物多様性指標として取り上げて回復計画を実行するなど、現状の緊急避難的対策から予防的対策へとより一層重点を移す。</p> <p>h 「人と自然との共生」を図る観点から外来種問題に係る仕組みを整備する。</p>				
国家戦略のフォローアップ及び評価	「人と自然との共生」を図るための国家戦略の実現を担保するため、「生物多様性国家戦略」を定期的にフォローアップし、評価を行う。	改定・環境工		逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(環境省)					
自然公園法改正法案の提出 (環境省)	従来の風景保護に加え、生態系保全と野生生物保護の機能を自然公園法(昭和32年法律第161号)に位置付ける。 【自然公園法の一部を改正する法律(平成14年法律第29号)】	改定・環境工	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行)
「人と自然との共生」を図る観点からの外来種対策の在り方に係る検討 (環境省)	外来種問題については、「人と自然との共生」を図る観点から実効ある制度の構築に向け法制化も視野に入れて早急に検討を開始し結論を出す。その際、以下のような対策、制度の実効性の確保に不可欠であるリスク評価や水際対策等に必要の体制整備の観点も含めて議論し結論を得る。 a 危険性が高いと思われる種について、野生化の可能性や野生化した場合の生態系、野生生物種、産業、人の健康等への影響を科学的に評価を行う。その上で、危険性が高いと評価されたものに対しては、輸入、利用等に関し一定の制限を課す。 b リスク評価の結果、適正な管理が必要と評価された種について、当該外来種を所有、利用、管理する者に対し、遺棄・放逐の禁止、逸出の防止、登録義務等を課す。 c 問題外来種の駆除事業を実施している自治体、NGOなどに財政的支援を行う仕組みが必要であり、問題外来種の野生化をもたらした責任を有する者等に対し、駆除と制御(増殖・蔓延・影響の抑制)に係る一定の役割を課す(定着した問題外来種の駆除、在来種の利用促進事業に係る基金への出資など。) d 在来種の産業利用に係る研究・開発を促進し、外来種利用産業における在来種利用を促進する。	改定・環境工	検討	検討	結論

## オ 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
環境報告書及び環境会計の普及促進の方策 (環境省、経済産業省)	<p>a 事業活動における環境保全のため取組を促進するため、取組成果の評価指標の整備や企業の利害関係者別に求める環境情報の多様性の調査、環境報告書及び環境会計に係るデータベースの構築等による取組状況の情報提供を行うなど、事業活動に係る企業の自主的取組を促進するための行政支援策を講ずる。</p> <p>【ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001】</p> <p>【環境報告書データベース】</p> <p>【事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - 】</p>	改定・環境才 a	一部措置済	一部措置済	逐次実施
	<p>b 環境報告書及び環境会計に取り組む企業へのインセンティブ付与の方策やこれら企業が社会から適正な評価が得られ結果として企業の競争力の向上につながるような方策など、普及促進のための新たな枠組みや普及定着に向けた政府目標の設定について検討し結論を出す。</p> <p>【循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月閣議決定)にて政府目標を設定】</p>	改定・環境才 b	検討	措置済(政府目標の設定)結論(新たな枠組み)	逐次実施(新たな枠組み)
	<p>c 環境会計に期待される内部機能にもより一層着目し、原価計算、マテリアルフローコスト会計、業績評価への環境項目の導入など環境管理会計手法について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【環境管理会計手法】</p>	改定・環境才 c	措置済		
環境報告書及び環境会計の比較可能性の確保 (環境省)	環境報告書の記載内容となる環境会計及び環境対策の評価結果(環境パフォーマンス情報)について、環境会計ルールの明確化のため環境保全対策に係る効果の体系付け等の理論的課題について検討を加えるとともに、環境パフォーマンス情報の集計方法を体系化する等により、実務上の	改定・環境才	一部措置済	措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>利便性を向上させたガイドラインの改訂を行う。その際、業種間の比較がより一層的確かつ容易なものとなるよう項目の共通化を図りつつ、業種別の比較可能性の観点から更に検討する。</p> <p>【環境会計ガイドライン2002年版】</p> <p>【事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - 】</p>		策定(14年3月)	策定(15年3月)	
環境報告書及び環境会計の信頼性の確保(環境省)	<p>国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三者機関による監査制度の在り方も含めた環境報告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るための枠組みについて、以下の点に留意の上、検討し結論を出す。</p> <p>a 監査実施者の専門家資格の創設あるいは公認及びその養成や資質向上について策を講ずる。専門家資格を創設する場合には資格に期限を設定するとともに民間の認証機関とし、公認の資格の場合は現在監査を実施している公認会計士なども可能とする。</p> <p>b 可能な限り、監査手法や監査範囲、監査基準について標準的なものを明らかにする。</p> <p>c 第三者監査は報告書を作成する者にとって多大なコスト負担とならないことに留意する。</p> <p>d 企業に不利な情報についても環境報告書及び環境会計に盛り込む。</p> <p>e 記載内容が虚偽であった場合の行政の対応についても検討する。</p>	改定・環境才	検討	結論	逐次実施

## カ ヒートアイランド

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
ヒートアイランド現象のメカニズム等に係る調査研究の	ヒートアイランド現象の各原因間の関連性、寄与度などの発生メカニズムに関する調査・分析を一層推進するとともに、その進捗状況に応じて、省エネルギー機器の採用や保水性舗装、土地利用・都市構造の誘導など様々な対策を講じた場合	重点・環境1(1)		検討	措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
推進等 (環境省、国土交通省)	<p>の効果に関する評価手法を検討する。その際には、国、地方公共団体、大学及び研究機関の間で調査研究に係る連携が重要であり、その成果の集積、関係者間の相互利用の促進を図る。</p> <p>さらに、地方公共団体においてその地理的特性等を踏まえた効果的なヒートアイランド対策が推進されるよう、地域の地形や気象その他大気熱環境に関連するデータの地図化、個別の対策効果を評価するためのシミュレーションモデルなど、地方公共団体が自ら行えるよう簡易な手法を開発するなど支援策を講ずる。</p>				
都市形態の改善 (国土交通省)	<p>a 既にヒートアイランド現象が顕著である地域について、熱源が集中している高密な市街地の冷房等の排熱を地下管路を循環する水を用いて河川・海等に排出する都市排熱処理システムについて、その効果や温排水の排出による環境などへの影響を考慮しながら、当該事業の実施の可能性を早急に検討する。</p>	重点・環境 1 (2) ア			検討・結論
	<p>b 緑地や水面からの風の通り道を確保する観点から、例えば都市内における緑化、水面等のオープンスペースのネットワーク化や市街地の形状への配慮等、都市政策における対応について検討する。とりわけ、冷温域や風の通り道に配慮した市街地の形状等の在り方について検討し、ヒートアイランド対策の観点から配慮が必要と思われる事項については、その対応の在り方を地方公共団体に対して示す。さらに、ヒートアイランド現象が広域的な問題であることが認められる場合は、地方公共団体間の連携を図ることを示す。</p>	重点・環境 1 (2) イ			着手、逐次実施
	<p>c 地方公共団体との連携の下、近郊緑地保全区域の指定や大都市圏における都市環境インフラのランドデザインの策定に取り組むなど、都市における緑地の積極的な確保を推進する。</p>	重点・環境 1 (2) ウ			措置
人工排熱の	空調システム、電気機器、自動車などの人間活	重点・環			逐次実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
削減 (経済産業省、国土交通省、環境省)	動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。	境 1 (2)			
人工化された地表面被覆の改善 (国土交通省、環境省)	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。	重点・環境 1 (2)		逐次実施	
ヒートアイランド対策関係府省連絡会議における関係府省の連携の強化 (環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房)	平成14年9月に設置されたヒートアイランド対策関係府省連絡会議(環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房がメンバー、以下「連絡会議」という。)において、対策効果の検証結果が速やかに対策に結びつくよう関係府省間の役割分担を明確化するとともに、各種対策が相互に連携し、体系立って実施されるよう総合的な推進体制を早急に構築する。	重点・環境 1 (3)		措置済	
ヒートアイランド対策に係る大綱の策定等 (環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房)	連絡会議において、上記からまでを盛り込んだヒートアイランド対策に係る大綱を策定する。なお、大綱の内容としては、単なる対策の列挙ではなく、基本方針を明示し、可能なものについて目標及び目標達成年次を設定するとともに、ヒートアイランド現象のメカニズムが解明されなくても早期に講ずるべき施策、社会経済活動や都市形態を持続可能なものに変革するという観点から中長期的に実施すべき対策を体系的かつ計画的にまとめたものとする。また、対策の進捗状況等の検証を実施するとともに、今後、更にヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化が進むことが予想されることから、必要に応じ、大綱に盛り込まれた施策等を柔軟に見直す。	重点・環境 1 (4)		検討	措置、以後随時見直し

キ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
カラス等営巣除去の許可申請・事後報告義務の緩和 (環境省)	カラス等営巣除去の申請者の負担の軽減のため、野生鳥獣の保護繁殖の確保を図りつつ、手続運用面の簡素化を検討し、所要の措置を講ずる。 【鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成14年環境省告示第86号)】	改定・環境力	検討	措置済	
グリーン調達の推進 (環境省)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、重点的な環境物品等及びその判断基準を示し、グリーン調達を推進する。 【「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更】	改定・環境力	一部措置済  13年6月、14年2月	逐次実施  15年2月	
再生可能エネルギー等の一層の導入 (経済産業省、環境省及び関係府省)	太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。 【電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)】 【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第15号)】 【新エネルギー利用等の促進に関する基本方針の改正(平成14年12月27日閣議決定)】 【エネルギー利用者に対する新エネルギー利用等に関する指針の改定;平成15年経済産業省告示第6号】 【バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月27日閣議決定)】	改定・環境力	逐次実施  15年4月全面施行  14年1月施行  15年1月		
工場立地法に係る規制緩和 (財務省、厚生	a 土地利用計画や都市計画で緑地、環境施設が適正配置されている場合は、実情に応じた対応ができるよう工場立地に関する準則の改正又は運用を見直し、速やかに措置を講ずる。	重点・全国別表 1102		検討	できるだけ早い時期に措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	b 地域の実情に応じた設定が可能となるよう、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（地域準則）について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。	重点・全国別表 1103		検討	できるだけ早い時期に措置
	c 工場敷地内の工場立地法上の緑地の定義について全国的に見直し、速やかに実施する。	重点・全国別表 1104		検討	できるだけ早い時期に措置
	d 工場敷地内の工場立地法上の環境施設の定義について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。	重点・全国別表 1105		検討	できるだけ早い時期に措置
	e 敷地面積に対する生産施設面積の割合について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。	重点・全国別表 1106		検討	できるだけ早い時期に措置
	f 敷地面積に対する緑地面積の割合について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。	重点・全国別表 1107		検討	できるだけ早い時期に措置
	g 工場立地法に係る届出に関しては、その内容審査が終了するまで工事等の着工を制限しているが、当該実施制限の期間短縮について、都道府県及び政令指定都市に対して、より一層事業者の実情に応じた弾力的な運用を図るよう周知する。 【経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課事務連絡（平成15年3月17日）】	重点・円滑化別表 (1)35		措置済 （3月 発出）	